

福井労発基 0920 第 1 号の 2
令和 5 年 9 月 20 日

関係機関 各位



福井労働局長



福井県最低賃金額改正についての周知への協力依頼について

平素から労働行政の推進につきまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、福井県最低賃金を、本年 10 月 1 日をもって現行の時間額 888 円から 43 円引上げ、時間額 931 円に改正することといたしました。

最低賃金の履行確保においては、改正された最低賃金が適用される県内の全ての労働者及び使用者に、その額や発効年月日を周知することが極めて重要となります。

つきましては、誠に恐縮ですが、最低賃金改正の周知及び最低賃金引上げの支援策の一つである業務改善助成金制度について、貴職発行の広報誌やホームページへの掲載、事務所内への別添ポスターの掲示や別添リーフレットの配布のほか、主催する各種説明会等において最低賃金額改正に言及いただくなどにより、傘下の事業場等に対する周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、広報誌等への掲載にあたり文例を添付しておりますので、御参考にしていただくとともに、誠に恐縮ですが、掲載いただいた広報誌につきまして、下記担当あて送付いただきますようお願い申し上げます。

【担当】

福井労働局労働基準部賃金室

担当：川口

メールアドレス

kawaguchi-hiromi@mhlw.go.jp

〒910-8559 福井市春山 1 丁目 1 番 54 号

電話 0776 (22) 2691